

企業版ふるさと納税（人材派遣型）の活用に関する協定書

大村市（以下「甲」という。）と第一生命保険株式会社（以下「乙」という。）とは、企業版ふるさと納税（人材派遣型）を活用し、乙から甲への人材派遣を行うことに合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、企業版ふるさと納税（人材派遣型）の仕組みを活用して、甲が、企業の人材を任期付職員として採用し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を実施することで地方創生のより一層の充実・強化を図ることを目的とする。

（事業内容）

第2条 前条に規定する目的を達成するために、次の各号に掲げる事項について事業を実施する。

- (1) 大村市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に寄与する事業
- (2) その他、前条の目的を達成するために市長が必要と認める事業

（職員の身分）

第3条 甲は、乙から転籍となる人材を令和5年6月1日から令和7年3月31日までの間、一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成18年大村市条例第33号）第2条の規定により任期付職員として採用する。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、任期付職員としての採用の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、任期付職員の了解のもと甲乙協議の上、採用した日から3年を超えない範囲内において任用期間を更新することができる。

（秘密保持）

第5条 本協定に基づき、甲及び乙が知り得た相手方の事業上の秘密及び情報については、本協定の目的以外の目的に使用しないものとし、第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。なお、本条の規定は、本協定終了後も有効に存続する。

（協定の解除）

第6条 甲及び乙において、本協定の各条項の一に違反し、又は公序良俗に反する行為等、社会的信用を失墜する事態が発生した場合、相手方は、本協定の有効期間内であっても、ただちに本協定を解除することができる。

（その他協議事項）

第7条 本協定に定めのない事項については、本協定の趣旨を踏まえて、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

上記協定の証として本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年6月1日

（甲） 長崎県大村市玖島一丁目25番地
大村市
大村市長

喜田裕史

（乙） 東京都千代田区有楽町1丁目13番の1
第一生命保険株式会社

小林正之